

【平成23年12月20日開催：事故対策みやぎ県民会議資料より】

≪ 宮城県の福島原発事故被害対策について ≫

1 これまでの対応

(1) 放射線・放射能のモニタリング

- 東北電力株式会社の協力により、3月14日から県南部における空間放射線線量率の測定について、継続して測定を実施している。また、市町村の協力により、全市町村における定点測定を毎日実施しているほか、学校・幼稚園・保育所等の校庭等の線量測定を実施している。
- 東北大学の協力により、3月25日から定期的に水道水、農林水産物、原乳の放射能測定を実施。その他、海水、牧草・稲わら、学校プール水、浄水発生土、下水汚泥、野生鳥獣などの放射能測定について順次実施している。

(2) 県内における放射性物質の影響

① 放射線測定による影響の把握

本県と文部科学省とが連携して実施した航空機モニタリング並びに市町村の協力で実施している空間放射線線量率の定点調査及び学校等の校庭等の調査において、県南部の丸森町、白石市等では比較的高いレベルの汚染が確認されており、また、県北部においても栗原市付近において、周辺より若干高いレベルであることが確認されているものの、多くの地点では、追加被ばく線量が年間1 mSvを下回ると想定される空間放射線線量率となっている。

② 農林水産物等の放射能測定による影響の把握

県内の水道水の全てと、農林水産物のほとんどについて、その含有する放射性物質の濃度が、食品衛生法による暫定規制値を下回る値となっている。また、米についても暫定規制値を下回った。

しかし、牧草・稲わらに含まれる放射性物質は、国が定める暫定許容値を超過し、また、これを給与した牛の肉から、暫定規制値を上回る放射性セシウムが検出された。

そのため、政府原子力災害対策本部長（総理大臣）から出荷制限の要請が指示されたが、その後一部が解除されている。

牛ふん堆肥についても暫定許容値を超過し、また、米ぬかについては食品の暫定規制値及び肥料や飼料の暫定許容値を超過したことから、一部の地域において出荷・施用・利用の自粛要請がされている。

(3) 県民相談対応

3月16日に、東京電力福島第一原子力発電所事故に関する相談窓口を開設し、県民からの相談を毎日受付けた。現在は、県職員により平日のみ継続している。（平成23年12月1日現在 累計6,804件）今後とも相談への対応を通じて県民への不安に応じていく。

(4) 広報・啓発

- ① 空間放射線線量率、農産物等の放射能の測定結果については、直ちに記者発表する（線量率は現在記者発表なし）とともに、県のホームページにおいて公表している。
- ② 県政だよりや地域の情報誌などに広報・啓発の記事を掲載したほか、技術職員を講

師として団体等に派遣（出前講座）するとともに、関係団体の講師派遣制度を紹介している。

③ 放射線・放射能に関し、分かりやすくかつ迅速な測定データの提供や、正しい知識の普及啓発を図るため、平成23年9月28日から「放射能情報サイトみやぎ」のポータルサイトを公開し、今後コンテンツの充実を図っていくこととしている。

(5) 「東京電力福島第一原子力発電所事故対策みやぎ県民会議」の設立

東京電力福島第一原子力発電所事故の影響が県内各方面に及んでいることから、総合的な対策の検討や情報提供・情報共有などを行うことを目的とし、9月12日に、県内の産業界や消費者団体、有識者、自治体等で構成する東京電力福島第一原子力発電所事故対策みやぎ県民会議を設置した。

2 今後の取組

(1) 全県への放射線測定体制の充実

これまで東北電力や市町村の協力により空間放射線線量率を測定し、取りまとめて公表してきたが、今後、空間放射線線量率を連続測定することができる固定型及び可搬型のモニタリングポストを全県的に設置し、放射線測定体制を整備していく。

(2) 放射性物質の測定体制の整備

これまで東北大学の協力により水道水、食品等の放射性物質の測定を行い公表してきたが、今後、関係部局において測定機器等を整備し、県が独自で測定できる検査体制を整備していく。

(3) 放射線・放射能に関する広報・普及啓発

今後、県南・県中央・県北の3か所で専門家によるセミナーを開催することとしている。

(4) 除染への対応

8月26日に成立した放射性物質汚染対処特措法が、1月1日から全面施行の予定である。除染対策は、市町村が放射線の測定、除染実施計画の策定、及び除染を実施することになるが、県としては、年内に示される予定の除染ガイドラインなどに基づき、技術指導を行いながら、市町村と一体となった取組を進めていく。

(5) 損害への対応

原発事故により発生した県内の損害については、被害者全員の救済と完全な賠償の追求を目標に、みやぎ県民会議と連携し、東京電力に対して、市町村・民間団体の損害額の確定状況に応じて段階的に損害賠償請求していくことを基本とし、年内には県及び市町村が被害対策経費について作成した請求書を、県が一括して提出する予定としている。

なお、民間団体の損害については、みやぎ県民会議等を通じて被害状況を把握しながら、組織的な対応による請求の促進を図ることとしている。